

プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

福島市新学校給食センター整備運営事業者を選定するため、下記により提案書の提出を招請します。

令和5年4月18日

福島市長 木幡 浩

記

1 プロポーザル方式等の名称

福島市新学校給食センター整備運営事業者選定プロポーザル

2 事業又は業務概要

(1) 目的

福島市の学校給食施設は、開設後30年以上経過した施設が多く、建物と設備の劣化や「学校給食衛生管理基準」への対応が課題となっている。このような課題を踏まえて、市では「福島市学校給食長期計画」を策定し、老朽化している現西部学校給食センター及び北部学校給食センターの統廃合及び栄養士未配置校の学校給食センター移行により、新学校給食センターを整備することとしている。本事業は、設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるPFI手法を導入し、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

(2) 事業計画

項目	事業スケジュール
事業契約締結	令和6年3月
設計・建設期間	令和6年3月～令和8年1月（22ヶ月間）
本施設の所有権移転	令和8年1月末
開業準備期間	令和8年2月～令和8年3月（2ヶ月間）
維持管理・運営期間	令和8年4月～令和23年3月（15年間）

(3) 事業内容

①事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設の設計及び建

設を行い、竣工後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務等を実施する方式（BT0：Build Transfer Operate）により実施する。

②事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和23年3月31日までとする。

③事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

事前調査業務及びその関連業務

設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務

建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

工事監理業務

調理設備調達業務

調理備品等調達業務

事務備品調達業務

その他関連業務（交付金申請等業務、近隣対応・対策業務等を含む）

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務

建物保守管理・修繕業務（外構等も含む）

建築設備保守管理・修繕業務

調理設備保守管理・修繕業務

調理備品等保守管理・修繕業務（更新を含む）

事務備品保守管理・修繕業務

清掃業務（定期的な建物清掃）

警備業務

その他関連業務（上記各項目に伴う各種申請等業務、長期修繕計画作成等を含む）

エ 運営業務

(a) 調理業務（日常の検収補助、衛生管理、洗浄業務等を含む）

(b) 配送・回収業務（配送車両調達及び車両維持管理等も含む）

(c) 残渣・廃棄物処理等業務

(d) 食育支援等業務（献立作成支援業務、広報支援業務、見学者対応支援、学校で行う食育の帯同を含む）

(e) その他関連業務（光熱水使用量等管理、上記各項目に伴う各種申請等業務を含む）

(4) 概算事業費

10,444,883,900円（現在価値換算前の実施金額ベースで、消費税及び地方消費税を含む。）

3 担当部局

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

(1) 福島市教育委員会教育施設管理課（発注課） TEL 024-525-3706

(2) 福島市財務部契約検査課（参加資格審査書類・提案審査書類提出先）

TEL 024-525-3705

FAX 024-536-1876

4 参加資格要件

「福島市新学校給食センター整備運営事業募集要項」Ⅱ応募者に関する条件のとおり

5 応募に関する事項

「福島市新学校給食センター整備運営事業募集要項」Ⅳ応募に関する事項のとおり

6 審査委員

委員	植田 和男	日本 PFI・PPP 協会 会長兼理事長
委員	土屋 久美	桜の聖母短期大学 生活科学科 教授
委員	森山 修治	日本大学工学部建築学科 教授
委員	星 憲太郎	日本政策投資銀行東北支店 次長
委員	佐藤 玲子	福島県建築士会福島支部 理事
委員	佐藤 昭憲	福島市財務部 財産マネジメント推進室 室長
委員	三浦 裕治	福島市教育委員会 教育部長

7 その他の事項

- (1) 契約保証金 事業契約書（案）に示す。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。
- (4) プロポーザル関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。
- (5) 提案審査書類作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (6) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (7) 参加資格審査書類及び提案審査書類は返却しない。
- (8) 参加表明者及び提案審査要請者、最終結果（最優秀者、次点者）、提案審査結果（事業者名は伏せる・評価点など）、審査講評は原則として公表する。なお、参加資格者が1者の場合、参加表明者及び提案審査要請者は非公表とする。
- (9) 公開ヒアリングを実施する場合は、原則としてヒアリング参加者の提案審査書類について、写真等の撮影を禁止の上、一般聴講者に開示を行う。